令和５年４月２３日執行

# 播磨町議会議員選挙

指定施設における

# 不在者投票管理者のしおり


播磨町選挙管理委員会

〒６７５－０１８２

兵庫県加古郡播磨町東本荘１丁目５番３０号

電　　　話（０７９）４３５－０３５５（代）

ファックス（０７９）４３５－３３９８

# は　し　が　き

　不在者投票制度は、選挙の投票当日に所定の事由に該当すると見込まれる有権者が、投票日の前に投票ができるように考えられた制度です。本来、投票は、投票日に定められた投票所に行き投票するのが原則ですが、不在者投票制度はこの制度の例外として認められております。したがって、投票の手続等が関係法令により厳格に定められており、若干複雑な手続を要することとなっております。

　この不在者投票の方法の一つとして、都道府県選挙管理委員会が指定した病院、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設等特定の施設に入院又は入所中の有権者が、その施設で不在者投票を行うことが認められております。この場合、それぞれの施設の長の方々に不在者投票管理者となっていただき、その管理のもとに不在者投票が行われることになっております。したがって、これらの施設の長の方々には、投票用紙等の交付請求、投票事務、投票の送致等いろいろな仕事をお願いすることとなり、又それぞれ関係法令の規定に従った適正な事務処理が要請されております。

　この小冊子は、指定施設における不在者投票事務の手続の概略及び留意事項等をまとめたもので、施設の長の方々の今後の事務処理のご参考にしていただくために作成したものです。事務処理に当たって、ご不明な点もあろうかと思いますが、選挙管理委員会にお問い合わせいただき、適正な事務処理と有権者の選挙権行使のために格段のご協力をお願いする次第です。

　令和５年４月

播磨町選挙管理委員会

# 目　　　　次

１　指定施設における不在者投票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
(1) 不在者投票制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
(2) 指定施設での投票の管理は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
(3) 指定施設での不在者投票管理者の職務は・・・・・・・・・・・・・・・・・１
(4) 指定施設での不在者投票の手順は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
(5) 全般的な留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
(6) 実務上注意していただきたいこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
２　所要経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
(1) 投票用紙等の送付に要する費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
(2) 経費等の請求先等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
３　むすび・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
◎　様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

―　ご注意　―

指定施設において、次のような場合は、速やかに県又は最寄りの市区町村選挙管理委員会にお知らせください。

- ○　経営主体が変更するとき
- ○　名称を変更するとき
- ○　施設を移転するとき
- ○　施設の住居表示が変更となるとき
- ○　施設を改築するとき
- ○　施設を廃止するとき

# 1　指定施設における不在者投票

## ⑴ 不在者投票制度とは

公職の選挙における投票については、**「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。」**と定められています（公職選挙法第４４条第１項）。不在者投票制度は、この原則の例外として、**選挙当日に所定の事由に該当すると見込まれる選挙人が、あらかじめ投票することができるように設けられている制度**です。

この不在者投票制度の１つとして、**指定施設における不在者投票制度**があり、**都道府県選挙管理委員会があらかじめ指定した病院、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設等の施設**（以下「指定施設」という。）**に入院・入所中の方々は、当該施設で投票日前に投票することができます。**

## ⑵ 指定施設での投票の管理は

不在者投票の管理監督にあたっていただく方を公職選挙法上**「不在者投票管理者」**と称しております。指定施設における不在者投票では、**当該施設の長（例えば病院長）に不在者投票管理者**となっていただいております。

## ⑶ 指定施設での不在者投票管理者の職務は

不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票に係る事務全般を管理執行することが不在者投票管理者の職務です。

指定施設での不在者投票管理者の主な職務は次のとおりです。

**①　<u>選挙人の依頼に基づき</u>、選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること**
**②　交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を選挙人に渡すこと**
**③　投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること**
**④　投票立会人を選び、不在者投票に立ち合わせること**
**⑤　不在者投票記載場所の設備を設けること**
**⑥　代理投票の申請を受け、その許否を決定すること**
**⑦　不在者投票の終わった投票用紙等を選挙人の属する選挙管理委員会へ送致すること**

## ⑷ 指定施設での不在者投票の手順は

手順の概要は次のとおりです。

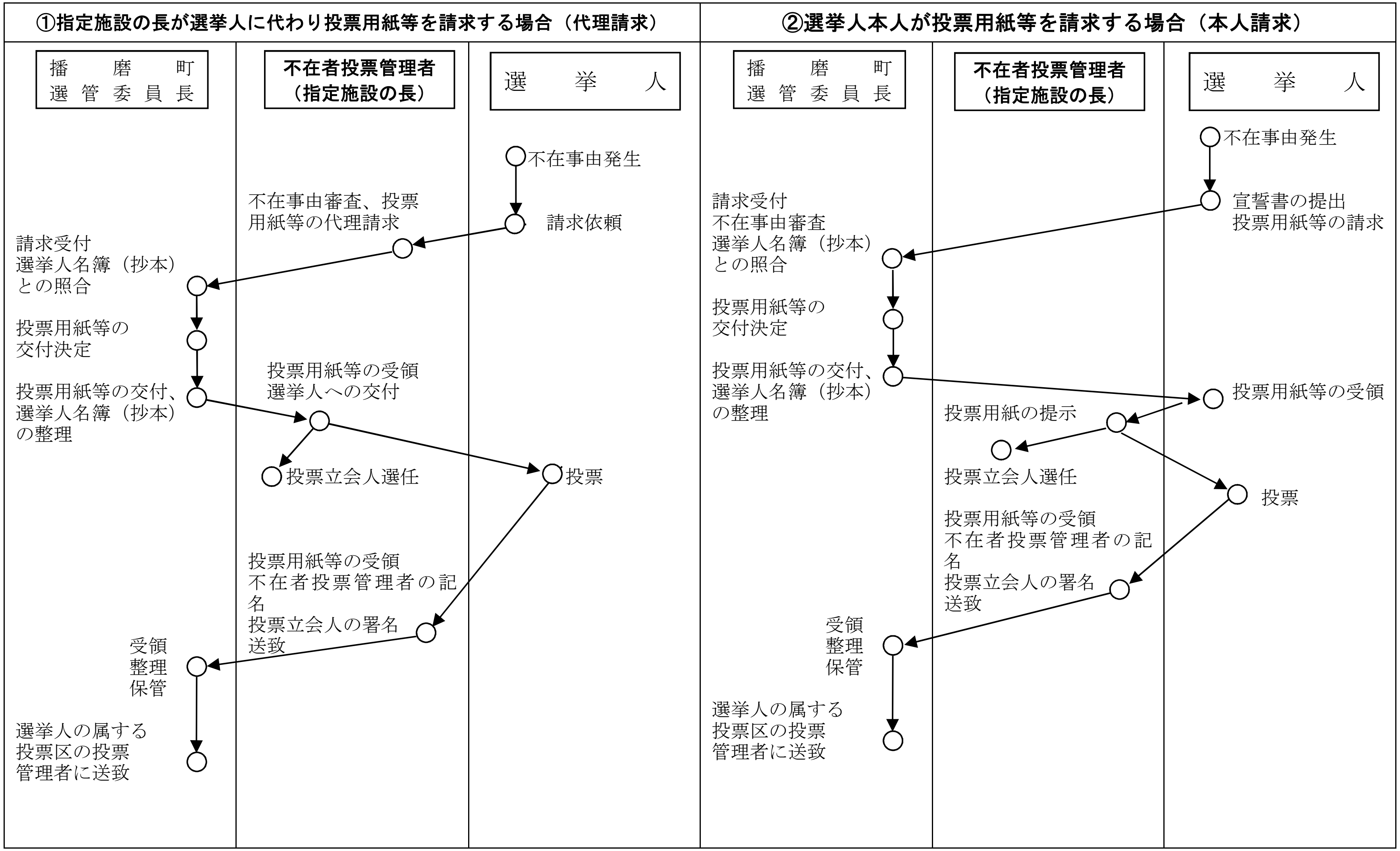


※　指定施設の長が、選挙人に代わり投票用紙等を請求する場合は、**必ず選挙人からの依頼に基づき行うようにしてください。**

# 不在者投票事務一覧

**1　指定施設で不在者投票のできる選挙人**

指定施設で不在者投票のできる人は、次の**すべての条件を満たしていなければなりません。**

(1) 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。

(2) 選挙人名簿に登録されていること。

(3) 不在者投票をしようとする指定施設に入院又は入所していること。

(4) 次のア又はイのいずれかに選挙の当日、該当すると見込まれること。

ア　疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障がいのため又は産じょくにあるため歩行が困難であると予想されること。

イ　歩行は可能であるが入院又は入所している指定施設が、自分の登録されている選挙人名簿のある投票区の区域外にあること。

（注）付添人や施設勤務者は、指定施設での不在者投票はできない。

**2　不在者投票のできる期間**

令和５年４月１９日（水）から４月２２日（土）まで

**3　不在者投票のできる時間**

午前８時３０分から午後５時まで

**4　投票用紙等の請求と受領**

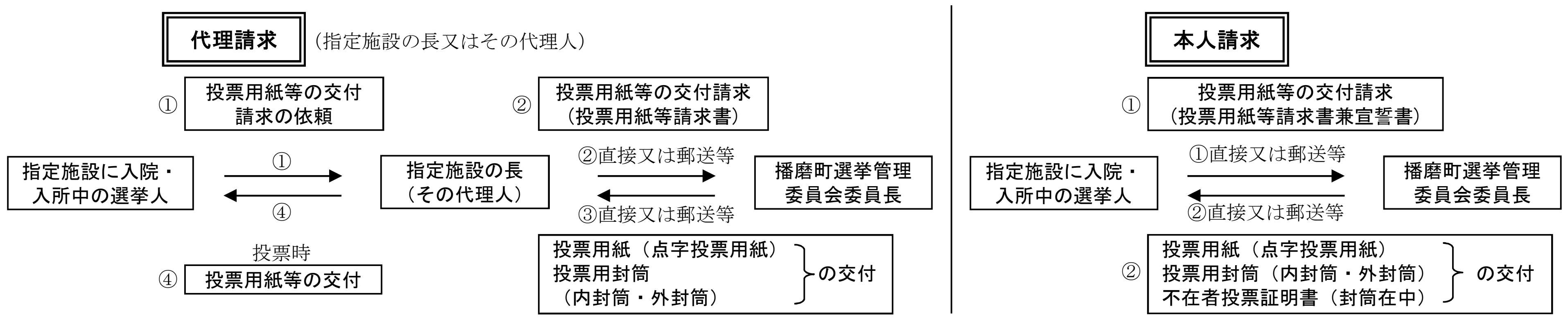


（注）代理請求は、必ず選挙人の依頼を受けて行ってください。

**5　投票の方法**

**(1) 準備**

**a　投票の日の決定**　不在者投票の送致等の時間的余裕を考えて適当な日を定める。

**b　投票記載場所の設備**

**c　投票立会人の選任**　**最低１人の投票立会人（選挙権のある者）を選任**しておく。

（注）投票立会人が投票用紙や投票用封筒の交付をするなど、投票事務に従事することはできません。

**d　代理投票における補助者の選任**　代理投票の場合に備えて、**補助者２名（記入者及び立会人）を選任**しておく。

（注）代理投票の立会人は投票立会人と兼ねることはできません。

**(2) 投票の手続**

代理請求

①　投票用紙等の交付

本人請求

①－１　投票用紙・不在者投票証明書（封筒のまま）等の点検

・投票用紙に候補者名等が既に記入されていないかどうか。

・不在者投票証明書在中の封筒が開披されていないかどうか。

・不在者投票証明書の内容の点検

①－２　選挙人の確認

以下共通

②　投票用紙に、**候補者名**を記載させる。

③　それを投票用内封筒、さらに外封筒に入れさせ、外封筒の表面に署名させる。

**④　選挙人から提出のあった外封筒に署名がされているか確認**

※　本人が書き忘れた場合でも不在者投票管理者等の第三者が記入することはできない。

⑤　代理投票の申請があったときの手続については５～６ページを参照

**6　不在者投票の送致**

(1) 投票用外封筒に、「投票した年月日」及び「投票場所」を記載し、不在者投票管理者は**記名**、立会人は**署名**する。

(2) (1)の手続の終わった投票用外封筒（本人請求の場合には、不在者投票証明書も）を適当な封筒に入れて封をする。

(3) 表面に投票用紙在中の旨を明記し、裏面に記名押印する。

(4) これをただちに、**播磨町選挙管理委員会の委員長**に送致又は郵便等により送付する。

**※遅くとも、投票当日の正午までに播磨町選挙管理委員会に届くようにお願いします。**

**※令和３年１０月から普通郵便の土曜日配達の休止や翌日配達の廃止等が開始されましたが、書留やレターパック、レターパックライト・プラスにより不在者投票関係郵便として差し出されたものは従来通り配達されます。**

**7　留意事項**

(1) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、**業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。**

(2) **投票を記載する場所には、選挙運動用ポスター等を掲示することができません。**

(3) **投票用紙等については、紛失することのないよう、その保管には十分注意してください。**

(4) 不在者投票管理者については、一般の投票における場合と同様に、**選挙人の意思に基づかない投票を行った場合等には、投票偽造罪等の罰則の適用があります**のでご留意ください。

## (5) 全般的な留意事項

指定施設の長が不在者投票管理者として職務を執行されるにあたっては、次の事項にご留意ください。

① 不在者投票管理者が行うべき事務は、必ずしも指定施設の長自身が直接行わねばならないものではなく、**自己の指揮監督のもとに適宜、補助職員に行わせても差し支えありません。**

② （ア）指定施設の長が候補者となった場合、（イ）指定施設の長が外国人である場合、（ウ）指定施設の長に事故があり又は欠けた場合、「長の職務を代理すべき者」が不在者投票管理者になります。

③ この制度は投票日の前に投票人に投票させる例外的な制度ですから、**特にその取扱いを厳格にし、**前もって分担事務全体の処理につき計画を立てるなど、**最もスムーズに事務の処理ができるよう検討しておく必要があります。**

④ 投票事務は、確実さと迅速さが要求されますから、緊急な事務処理を必要とする場合の対策を検討し、**選挙管理委員会とあらかじめ打ち合わせておくこと**（特に、投票日における相互の連絡先の確認）**が必要**です。

⑤ 管理執行にあたっては、**自由、公平、平等を守り、投票の秘密保持を期するとともに、選挙人が投票しやすい雰囲気づくりに配慮**しなければなりません。

⑥ 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、公職選挙法第２５５条の規定により、それぞれ一般の投票における場合と同様に、**職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪の罰則の適用があります**のでご留意ください。

⑦ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、**その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。**

なお、「その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味であり、例えば、病院長が一般に不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力を利用して選挙運動をすることは違反となります。

## (6) 実務上注意していただきたいこと

① **播磨町から転出された方は、投票できません。**

② **投票用紙等を請求できるのは選挙期日（投票日）の前日まで**ですが、**選挙の告示日以前でも請求はできます。**

なお、請求できる時間は、午前８時３０分から午後８時まで（告示後）です。

③ 選挙人から投票用紙の代理請求や不在者投票の申出があった場合は、**たとえ１件だけであっても投票日の前日までである限り、必ずその手続を行ってください。**

なお、**投票用紙の代理請求は、選挙人の依頼を受けて行う**ものであり、**入院（入所）者の人数分を便宜的に一括請求することのないよう**お願いします。

④　指定施設の長が投票用紙等の交（送）付を受けたときは、**投票用紙等の収受簿**（投票用紙等請求書別紙のコピーの余白等を利用していただいて結構です。）**を作成し、その収受を明らかにする**とともに、投票用紙を紛失等することのないよう保管には十分注意してください。

なお、選挙人に投票用紙等を交付するときは、**受領印を押印（又は署名）**させてください。

⑤　**投票記載場所については、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密保持にご留意いただく**とともに、投票用紙のすりかえ、その他不正が行われることなどのないよう相当の設備をされるようお願いします。

**なお、投票を記載する場所には、選挙運動用ポスター等を掲示することはできません。**

⑥　指定施設における不在者投票には、**<u>最低１人の投票立会人が必要</u>**です。**<u>投票立会人がない状態で行われた投票は無効となります</u>**ので、あらかじめ不在者投票管理者が投票立会人を選任し、必ず投票に立ち会っていただくようにしてください。

投票立会人の資格は選挙権のある人であればよく、具体的には日本国民で年齢満１８歳以上の者で、かつ公職選挙法第１１条等の欠格条項に該当しない人です。ただし、**不在者投票管理者自身が投票立会人を兼ねることはできません**。また、**<u>投票立会人が投票用紙や投票用封筒の交付をするなど投票事務に従事することはできません。</u>**

⑦　**投票用紙、内封筒及び外封筒の交付に当たっては、<u>交付誤りがないよう注意してください。</u>**播磨町議会議員選挙の投票用紙は**<u>白色（黒色印字）</u>**です。

⑧　**代理投票できる選挙人**は、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名を記載できない者に限られています。

また、**<u>代理投票は選挙人の申請に基づき行うもの</u>**であり、その方法は次のとおりです。

（ア）　選挙人の申請に基づき、投票立会人の意見を聞いて、その選挙人の投票の記載等を**<u>補助すべき者２人</u>を、不在者投票管理者が管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから**定めます。

なお、**投票管理者や投票立会人が補助者になることはできません。**

（イ）　補助者のうちの１人に投票記載場所において、**その選挙人の指示に従って、投票用紙に候補者個人の氏名を、選挙人に代わって記載させます**。もう１人の補助者にはこれに立ち会わせます。

なお、**<u>選挙人の意思確認ができない場合は、白紙投票ではなく「棄権」とし投票用紙等に何も記入せず、また封筒の封をせずに返却してください。</u>**

（ウ）　記載済の投票用紙を折らずに投票用封筒に入れて（内封筒に入れた後、外封筒に入れます。）封をし、**投票用紙に候補者の氏名等を記載した補助者に、外**

**封筒の表面に当該選挙人の氏名を補助者に記載**させて直ちに提出させます。
**この場合、代理記載人の欄には何も記載しないでください。**

（エ）　代理投票に係る申請があった時に不在者投票管理者がその理由がないと認めた場合は、投票立会人の意見を聞いてその申請を拒否することができます。

なお、拒否の決定を受けた選挙人がその決定に不服がある場合には、その選挙人に**仮投票**をさせます。代理投票することについて投票立会人に異議がある場合にも、**仮投票**をさせます。

（オ）　**代理投票に係る仮投票を行った場合**は、投票用紙に候補者の氏名等を記載した補助者に、外封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させるほか、**外封筒の代理記載人氏名欄に、当該補助者の氏名を記載させ提出**させてください。

（カ）　上記（オ）となった場合は、**仮投票の事由及び状況等を記載した書面**を作成し、投票を選挙管理委員会に送致するときに同封してください。

（キ）　代理投票があった場合は、代理投票の申請を行った選挙人、補助者２名の氏名、代理投票事由等を記載した「**代理投票一覧表**」（任意の様式で差し支えありません）を作成し、播磨町選挙管理委員会に送付してください。

⑨　選挙人から**点字によって投票する旨の申立てがあった場合**には、投票用紙の請求をする際に投票用紙等請求書の備考欄に**「点字」**と記載してください。

また、投票用外封筒の表面の署名については、**内封筒を入れる前に点字で打たせてください。**

⑩　投票が終わった不在者投票は、**遅くとも投票当日（令和５年４月２３日）の正午までに播磨町選挙管理委員会**へ届くよう、速やかに送致（又は郵送等による送付）してください。

⑪　施設における業務が多忙であるため、不在者投票の事務執行に人員を割くことができない等の理由により、入院・入所している選挙人からの不在者投票の実施請求を拒否することは、法律上できませんので、選挙人の投票機会の確保の観点から不在者投票に応じていただきますようお願いします。

⑫　新型コロナウイルス感染症感染者に係る不在者投票を選挙管理委員会に送致する際は、**他の投票とは別にビニール袋に入れて封をし、感染者のものが入っていることが分かるよう、付箋をつけるなどしてください。**

## ２　所要経費

**(1) 投票用紙等の送付に要する費用**

指定施設における不在者投票においては、投票用紙等の請求や投票の送致（又は郵送等による送付）等を行っていただく必要がありますので、要した費用については、指定施設の長からの請求に基づき、**播磨町議会議員選挙にあっては、播磨町が**指定施設の長に対して後日お支払いいたします。

この場合に**お支払いする経費は、不在者投票を行った者１人について１，０７３円**です。

なお、投票用紙等の請求は行ったものの、投票が行われなかった場合は、当該費用を請求することはできません。

**(2) 経費等の請求先等**

**播磨町議会議員選挙についての請求**は、施設で実施したすべての不在者投票について、**令和５年５月２３日（火）必着で、播磨町選挙管理委員会（〒675－0182　加古郡播磨町東本荘１丁目５番３０号播磨町役場総務課内、TEL 079（435）0355）**まで請求してください。

## ３　むすび

指定施設における不在者投票は、投票日に投票するという原則の例外であり、厳格な管理手続が要求されるため、その管理事務は若干複雑ですが、不在者投票管理者におかれては、本しおりを参考にしていただきながら、適切な事務の遂行をお願いいたします。

また、これまで全国的に、指定施設における不在者投票の管理事務手続上の違法を理由とした争訟が数多く提起されていることにかんがみ、各種の事務手続きについては、関係法令の規定に従って適正に処理されますよう十分にご留意願います。

なお、ご不明な点は播磨町選挙管理委員会にお問い合わせください。

# 様　式　集　１

（概要説明・記載例等）

〔**様式１**〕　本様式は、選挙人自らが投票用紙等を直接請求する場合、選挙管理委員会に送付する書類です。

# 投票用紙等請求書兼宣誓書

私は、令和５年４月２３日執行の播磨町議会議員選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

以上、事実に相違ないことを誓い、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求いたします。

令和５年　　月　　日

播磨町選挙管理委員会委員長　様

〔請　求　者〕

| | | | |
|---|---|---|---|
| ふ　り　が　な<br>氏　　　名 | | 生年月日 | 大正<br>昭和　　年　　月　　日<br>平成 |
| 現　住　所 | （〒　　－　　） | | 電話（　　　）<br>－ |
| 選挙人名簿に記載されている住所 | ※現住所と異なる場合のみ記載してください。 | | |

〔不在者投票事由〕　※ 該当事由のチェックは不要です。

- ○　仕事（家事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭等を含む。）に従事
- ○　上記以外の用事のため投票所のある区域の外に外出又は滞在
- ○　病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難
- ○　住所移転のため播磨町以外に居住
- ○　天災又は悪天候により投票所に到達困難

〔次の欄は記入しないでください。〕

**記載不要**

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 受付<br>令和５年　月　日 | | 投票区 | | 代理投票 | 心身の故障 | | 点字 | |
| 午前<br>午後 | 時　　分 | 名簿番号<br>P.　　　No. | 立会人氏名 | | その他 | | | |
| 備考 | | | | | | | | |

〔様式２〕　本様式は、選挙人からの依頼に基づき指定施設の長が選挙人に代わり投票用紙等を請求する場合の書類です。

# 投 票 用 紙 等 請 求 書

令和５年　　月　　日

播磨町選挙管理委員会委員長　様

（〒　　　－　　　）

施設の所在地

（電話番号(　　　)　　　－　　　）

施 設 の 名 称

職 ・ 氏　名

別紙の選挙人は、令和５年４月２３日執行の播磨町議会議員選挙の当日、当施設にいるため、当施設において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第 50 条第４項（第 51 条第２項において準用する第 50 条第４項）の規定による依頼がありましたので、別紙の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒の交付を請求します。

（投票予定日　令和５年　　月　　日）

---

※この請求書に関する事務担当者

所属　　　　課　　　　係

氏名

選挙管理委員会からの問い合わせの際必要ですので、必ず記入してください。

〔別　紙〕

施　設　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　　　　　　No.

| 番号 | 住 所 | フリガナ<br>氏　　名 | 性 別 | 生年月日 | 名簿番号 | | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 投 | 頁 | 番 | |
| | | | 男・女 | 明・大・昭・平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男・女 | 明・大・昭・平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男・女 | 明・大・昭・平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男・女 | 明・大・昭・平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男・女 | 明・大・昭・平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男・女 | 明・大・昭・平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男・女 | 明・大・昭・平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男・女 | 明・大・昭・平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男・女 | 明・大・昭・平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男・女 | 明・大・昭・平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男・女 | 明・大・昭・平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男・女 | 明・大・昭・平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男・女 | 明・大・昭・平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男・女 | 明・大・昭・平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男・女 | 明・大・昭・平<br>・　・ | | | | |

（注）１　**太枠内**のみ記載すること。

２　選挙人から点字によって投票する旨の申立てがあった場合は備考欄に「**点字**」と記載すること。

３　住所と名簿登録地とが異なる場合はその旨附記すること。

４　必ず「フリガナ」を付すること。

〔様式３〕　本様式は、内封筒を入れるための外封筒の様式です。

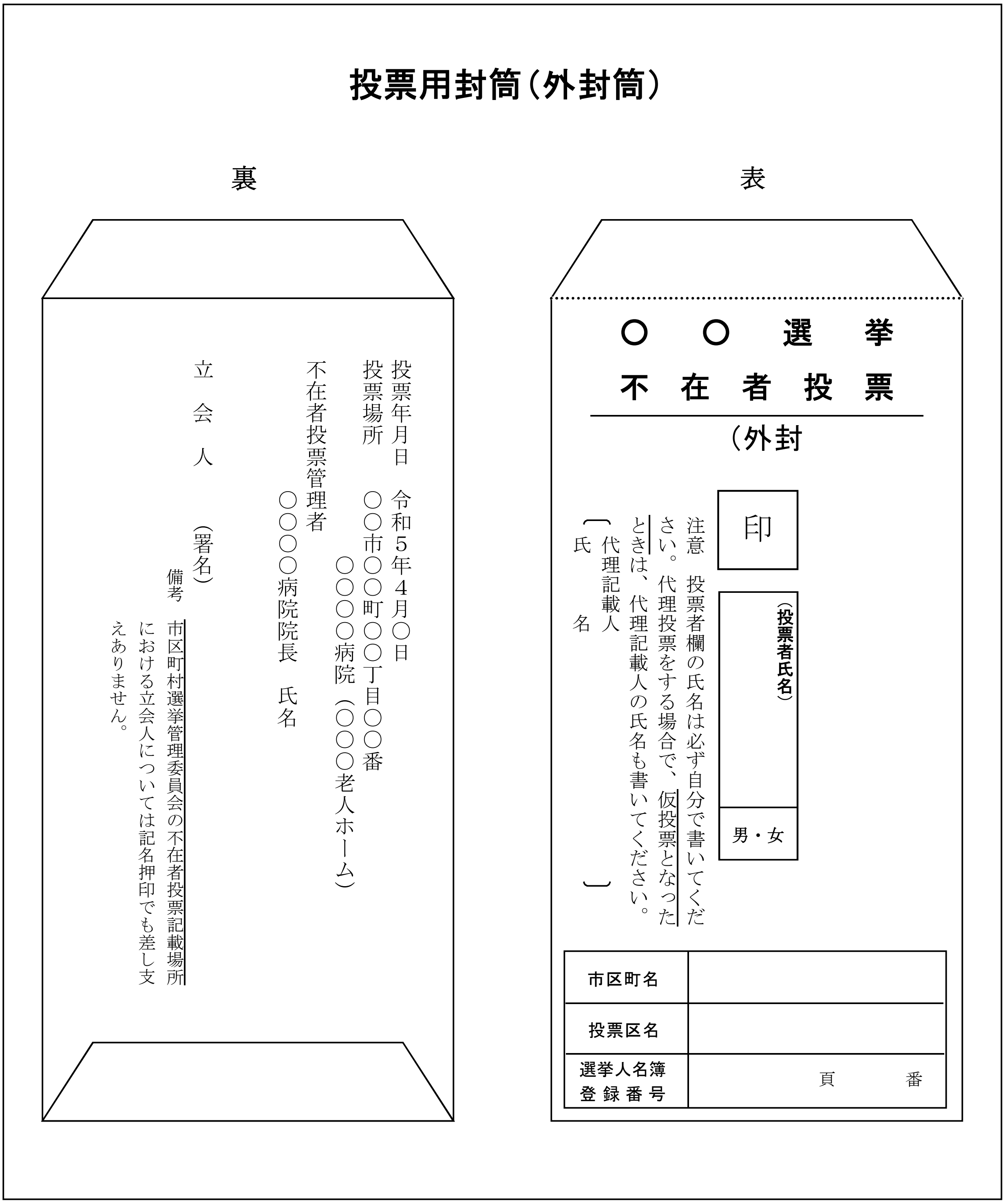


（注）１　封筒表面の「投票者」欄は、選挙人が自署すること。

２　封筒表面の「代理記載人氏名」欄は、代理投票の仮投票の場合に限り代理記載人の氏名を書くこと。

３　封筒裏面の「不在者投票管理者」欄は、指定施設の長の職・氏名を記載すること。

４　封筒裏面の「立会人（署名）」欄は、立会人が必ず自分で署名すること。

〔**様式４**〕　本様式は、投票用紙を入れるための内封筒の様式です。

# 投票用封筒（内封筒）

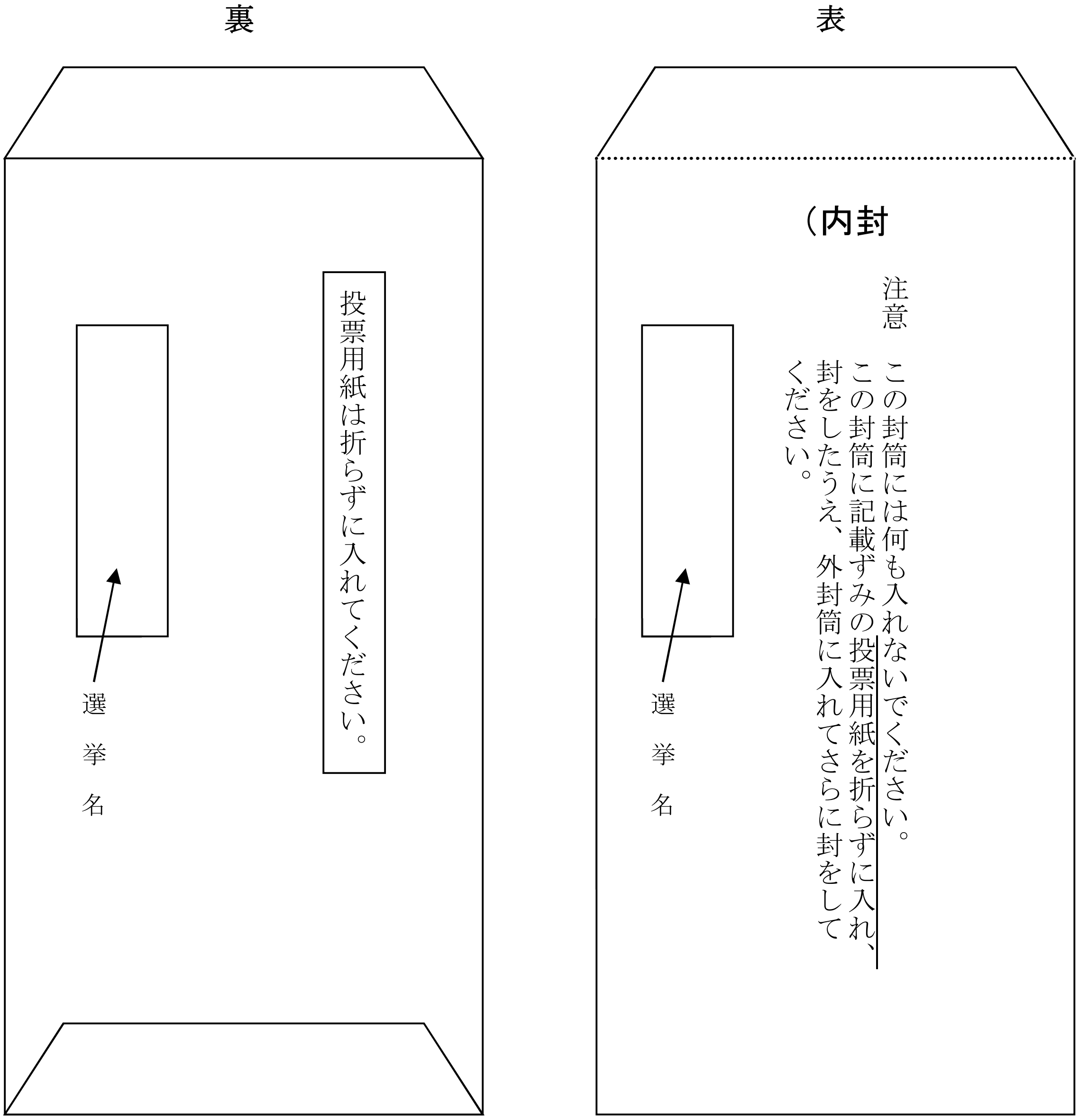

〔様式５〕　本様式は、選挙人が自ら単独に投票用紙等を請求された場合に、選挙管理委員会で作成してお渡しする証明書です。

# 不 在 者 投 票 証 明 書

| | |
|---|---|
| 選　挙　人<br>氏　　　名 | |
| 選挙人の生年月日 | 明治<br>大正<br>昭和<br>平成　　　年　　　月　　　日 |
| 投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称 | 所在地：<br>名　称： |
| その他の事項 | |
| 選　　　挙 | 令和○○年執行　○○選挙 |

上記のとおり証明する。

令和　　年　　月　　日

兵庫県播磨町選挙管理委員会

委員長　　○○○　○○　　　㊞

〔**様式６**〕　本様式は、様式５「不在者投票証明書」を封入している封筒です。
（封筒は開かずにそのまま不在者投票管理者に提出します。）

## 不在者投票証明書用封筒

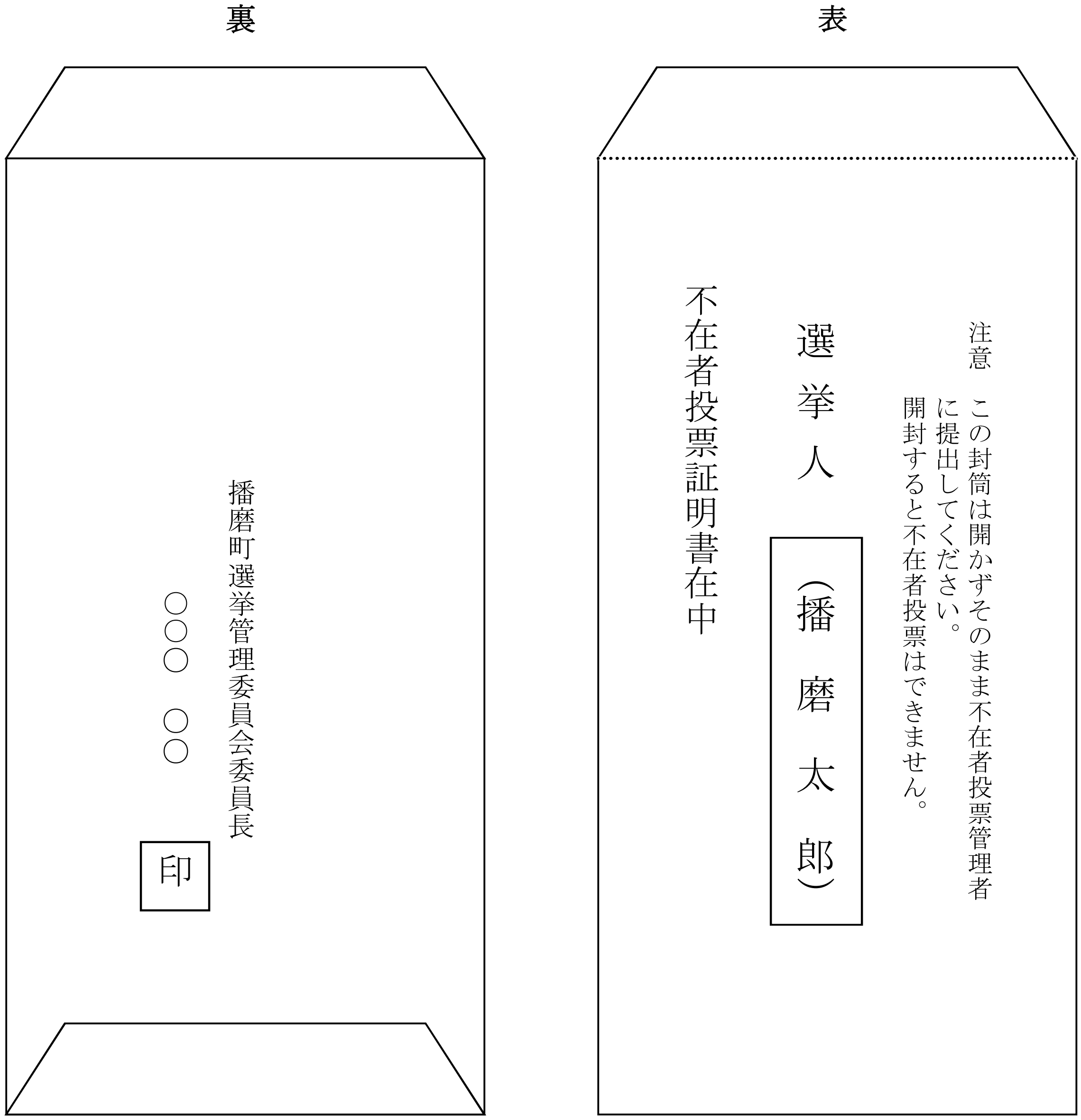

〔様式７〕

金額訂正は不可。誤った場合は再度作成願います。

この請求書は、播磨町総務課（選挙管理委員会）まで送付してください。

# 不在者投票経費請求書

**¥　　　　5,365**

ただし、令和５年執行の播磨町議会議員選挙における不在者投票特別経費

＠１，０７３円×　　5　　人分＝　5,365　　円

一致させること

上記のとおり請求いたします。

ただし、請求者と振込先口座名義人が異なる場合は、下記口座名義人に受領行為を委任します。

令和　年　月　日　　請求日を記載

播　磨　町　長　様

記載した病院等の名称及び役職名と一致する印を押印してください（例：医療法人〇〇会播磨病院長之印）。
一致する印がない場合は、記載した不在者投票管理者の個人印を押印してください（例：播磨（ただしシャチハタは不可））。
※病院印、施設印は不可

［不在者投票管理者］

所　在　地　（〒 123 － 4567 ）
加古郡播磨町〇〇１丁目２番３号

病院等の名称　医療法人〇〇会　△△病院

役　職　名　院長

フリガナ　ハリマ　タロウ
氏　名　播磨　太郎

不在者投票管理者（院長、施設長等）の役職名・氏名を記載

㊞

（この請求書に関する担当者）
担　当　者　播磨　花子　（連絡先　***-****-****　）
（電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　******@*****.**.**

メールアドレスがない場合は「―」と記載

注１　この請求書（1部）は、当該指定施設で不在者投票を行ったものすべてについて、速やかに**播磨町選挙管理委員会（〒675-0182 加古郡播磨町東本荘１丁目５番 30 号 TEL 079-435-0357）あてに送付**してください。
２　選挙人が 15 人をこえる場合であっても、請求書は、合計人数により算出して記載し、個人別明細書のみ別紙として添付して下さい。
３　不在者投票管理者（**請求者**）とは、理事長等ではなく病院長若しくは船舶の船長等又は病院長の職務を代理すべき医師、歯科医師若しくは船舶の船長等の職務を代理すべき者です。また、請求印は施設名称の印（〇〇病院など）ではなく、**請求者の印（〇〇病院長、〇〇施設長など記載いただいた施設名・役職名と一致する印または請求者の個人印）を押印してください。**
４　訂正箇所には、請求者の印を押印してください。修正ペンによる修正は不可。また、金額の訂正は不可。
５　口座振込を希望する場合は、以下の欄に記入してください（口座名義は銀行届出のとおり正しく記入してください）。

| 口座開設銀行名 | 支店名 | 預金の種別 | フリガナ<br>口座名義人 | 口座番号 |
|---|---|---|---|---|
| 〇〇銀行 | △△支店 | 普通 | ｲﾘｮｳﾎｳｼﾞﾝ〇〇ｶｲ　△△ﾋﾞｮｳｲﾝ　ﾘｼﾞﾁｮｳ　ﾊﾘﾏ　ﾋｺｿﾞｳ<br>医療法人〇〇会　△△病院<br>理事長　播磨　彦蔵 | １２３４５６７ |

６　納付書による納付を希望する場合は、納付書を添付して下さい（上記の欄に納付先口座を記入して下さい。）。
７　複数の選挙の投票をした場合でも、経費は１件分です。

# 不在者投票特別経費個人別明細書（　1枚中　1枚目）

| 番号 | 選挙人氏名 | 住　所 |
|---|---|---|
| 1 | ××　○○ | 加古郡播磨町×××××××× |
| 2 | ○○　○○ | 加古郡播磨町○○○○○○○○○ |
| 3 | ~~△△　△△~~ | ~~加古郡播磨町△△△△△△△△~~ |
| 4 | | 加古郡播磨町 |
| 5 | | |
| 6 | | 加古郡播磨町 |
| 7 | | 加古郡播磨町 |
| 8 | | 加古郡播磨町 |
| 9 | | 加古郡播磨町 |
| 10 | | 加古郡播磨町 |
| 11 | | 加古郡播磨町 |
| 12 | | 加古郡播磨町 |
| 13 | | 加古郡播磨町 |
| 14 | | 加古郡播磨町 |
| 15 | | 加古郡播磨町 |

※訂正箇所には、院長印、施設長印を押印してください。（担当者印は不可）
※選挙人が１ページの上限を超える場合であっても、請求書は合計人数により算出して記載し、このページのみを別紙として添付してください。

# 様　式　集　２

（実際にご利用いただくもの）

# 投票用紙等請求書兼宣誓書

私は、令和５年４月２３日執行の播磨町議会議員選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

以上、事実に相違ないことを誓い、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求いたします。

令和５年　　月　　日

播磨町選挙管理委員会委員長　様

〔請　求　者〕

| | | | |
|---|---|---|---|
| ふ　り　が　な | | 生年月日 | 大正<br>昭和　　年　　月　　日<br>平成 |
| 氏　　名 | | | |
| 現　住　所 | （〒　　－　　）　　電話（　　）<br>－ | | |
| 選挙人名簿に記載されている住所 | ※現住所と異なる場合のみ記載してください。 | | |

〔不在者投票事由〕　※ 該当事由のチェックは不要です。

○　仕事（家事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭等を含む。）に従事

○　上記以外の用事のため投票所のある区域の外に外出又は滞在

○　病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難

○　住所移転のため播磨町以外に居住

○　天災又は悪天候により投票所に到達困難

［次の欄は記入しないでください。］

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 受付<br>令和５年　月　日 | | 投票区 | 投票場所 | 代理投票 | 心身の故障 | | 点字 |
| 午前<br>午後 | 時　分 | 名簿番号<br>P.　　No. | 立会人氏名 | | その他 | | |
| 備考 | | | | | | | |

# 投 票 用 紙 等 請 求 書

令和５年　　　月　　　日

播磨町選挙管理委員会委員長　様

（〒　　　－　　　）
施設の所在地

（電話番号（　　　　）　　　－　　　　）

施 設 の 名 称

職 ・ 氏　名

別紙の選挙人は、令和５年４月２３日執行の播磨町議会議員選挙の当日、当施設にいるため、当施設において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第 50 条第 4 項（第 51 条第 2 項において準用する第 50 条第 4 項）の規定による依頼がありましたので、別紙の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒の交付を請求します。

（投票予定日　令和５年　　　月　　　日）

---

※この請求書に関する事務担当者

所属　　　　　　　課　　　　　　　係

氏名

選挙管理委員会からの問い合わせの際必要ですので、必ず記入してください。

［別　紙］

施　設　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　No.

| 番号 | 住　所 | フ リ ガ ナ<br>氏　　名 | 性別 | 生 年 月 日 | 名簿番号 | | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 投 | 頁 | 番 | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |
| | | | 男•女 | 明•大•昭•平<br>・　・ | | | | |

(注)　1　**太枠内**のみ記載すること。
　　　2　選挙人から点字によって投票する旨の申立てがあった場合は備考欄に「**点字**」と記載すること。
　　　3　住所と名簿登録地とが異なる場合はその旨附記すること。
　　　4　必ず氏名に「フリガナ」を付すること。

# 不在者投票経費請求書

¥

この請求書は、播磨町総務課（選挙管理委員会）まで送付してください。

ただし、令和５年執行の播磨町議会議員選挙における不在者投票特別経費

＠１，０７３円×　　　　　　　　人分＝　　　　　　　　　　円

上記のとおり請求いたします。

ただし、請求者と振込先口座名義人が異なる場合は、下記口座名義人に受領行為を委任します。

令和　年　　月　　日

播　磨　町　長　様

［不在者投票管理者］

所　　在　　地　（〒　　　－　　　　）

病 院 等 の 名 称

役　　職　　名

氏（フリガナ）　　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（この請求書に関する担当者）

担　当　者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（連絡先　　　　　　　　　　　　）

（電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

注 1　この請求書（1 部）は、当該指定施設で不在者投票を行ったものすべてについて、速やかに**播磨町選挙管理委員会（〒675-0182 加古郡播磨町東本荘１丁目５番 30 号 TEL 079-435-0357）あてに送付**してください。

2　選挙人が 15 人をこえる場合であっても、請求書は、合計人数により算出して記載し、個人別明細書のみ別紙として添付して下さい。

3　不在者投票管理者（**請求者**）とは、理事長等ではなく病院長若しくは船舶の船長等又は病院長の職務を代理すべき医師、歯科医師若しくは船舶の船長等の職務を代理すべき者です。また、請求印は施設名称の印（○○病院など）ではなく、**請求者の印（○○病院長、○○施設長など記載いただいた施設名・役職名と一致する印または請求者の個人印）を押印してください。**

4　訂正箇所には、請求者の印を押印してください。修正ペンによる修正は不可。また、金額の訂正は不可。

5　口座振込を希望する場合は、以下の欄に記入してください（口座名義は銀行届出のとおり正しく記入してください）。

| 口座開設銀行名 | 支店名 | 預金の種別 | フリガナ<br>口座名義人 | 口座番号 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | | |

6　納付書による納付を希望する場合は、納付書を添付して下さい（上記の欄に納付先口座を記入して下さい。）。

7　複数の選挙の投票をした場合でも、経費は１件分です。

# 不在者投票特別経費個人別明細書（　　　枚中　　　枚目）

| 番号 | 選挙人氏名 | 住　　所 |
|---|---|---|
| 1 | | 加古郡播磨町 |
| 2 | | 加古郡播磨町 |
| 3 | | 加古郡播磨町 |
| 4 | | 加古郡播磨町 |
| 5 | | 加古郡播磨町 |
| 6 | | 加古郡播磨町 |
| 7 | | 加古郡播磨町 |
| 8 | | 加古郡播磨町 |
| 9 | | 加古郡播磨町 |
| 10 | | 加古郡播磨町 |
| 11 | | 加古郡播磨町 |
| 12 | | 加古郡播磨町 |
| 13 | | 加古郡播磨町 |
| 14 | | 加古郡播磨町 |
| 15 | | 加古郡播磨町 |